平成２３年（フ）第１４５号
栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺2547番地
債務者　江田　　学
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後３時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１６５号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁228番地44ガーデンムツミＢ303、従前の住所栃木県栃木市大平町北武井758番地１
債務者　萩原喜美江
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１７３号
栃木県小山市東城南２―27―７　リバティハウス21―202号室、住民票上の住所栃木県下都賀郡野木町潤島81番地８
債務者　仲山　剛史
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後３時15分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第８６号
栃木県那須塩原市寺子2293番地296
債務者　並木　葉子（旧姓猪瀬）
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第３７２号
愛知県田原市田原町汐見90番地３　Ｈ．翔．こすもす館202
債務者　砥綿　真也
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月13日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第５９２号
岡山市南区豊浜町８番33号　ローゼハイツ105
債務者　河内　知子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７０７号
岡山県備前市伊部2516番地
債務者　岩本　貴子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１６号
岡山市中区乙多見79番地１、旧住所岡山市東区松新町172番地
債務者　岡村　文雄
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７４号
岡山市北区中山下２丁目３番58号306
債務者　友杉　　實
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２４号
群馬県前橋市富士見町小暮518番地11、開始決定時の住所群馬県前橋市荒牧町255番地１
破産者　高橋　利明
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７５号
佐賀県鹿島市大字納富分甲179番地１
破産者　有限会社サンドライ
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２４７号
群馬県前橋市大前田町793番地
破産者　株式会社小倉組
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５３号
栃木県下野市祇園１丁目６番地４
破産者　小井沼幹生
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０１号
三重県津市雲出本郷町1805番地の126
破産者　東方運送有限会社
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６５号
三重県亀山市野村３丁目25番26―１号
破産者　渡瀬　忠幸
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第３２６２号
大阪市中央区瓦町３丁目５番７号
破産者　株式会社ホテルシステムズ
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３２号
大阪市西区新町１丁目４―26、商業登記簿上の本店所在地大阪府大東市中垣内７丁目８番１号
破産者　テクノ・ナミケンサービス株式会社
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部